

会計コノテーションの記号論：会計変化における会計概念のイメージの役割

NAGANO, Norio / 永野, 則雄

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

35

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

51

(終了ページ / End Page)

59

(発行年 / Year)

1999-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003451>

会計コノテーションの記号論

— 会計変化における会計概念のイメージの役割 —

永野 則雄

目次

- 1 はじめに
- 2 コノテーションの記号論
- 3 原価法のコノテーション
- 4 低価法のコノテーション
- 5 コノテーションと状況
- 6 おわりに

1 はじめに

コトバはそれが直接的に意味する内容とは別に何らかのイメージを伴うことがある。「ばら」というコトバには花あるいは植物としてのバラを意味するだけでなく、愛のイメージが生じる場合もある。会計の諸概念についてもその意味する内容とは別に何らかのイメージが生じることがある。本稿は、こうしたイメージの性格や役割を取り上げるものである。本稿のタイトルにある「イメージ」とは、上述したような意味で用いている。見慣れないコトバである「コノテーション」もこれと同じものであり、より専門的な用語である。分かりやすさのため「イメージ」というコトバを用いた。以後でも「コノテーション」と同じような意味で使うことにする。

会計概念のイメージすなわち会計概念のコノテーションについては、ある意味で、一定の研究系譜がある。「ある意味で」と限定したのは、後述するように、それが本稿で取り上げるコノテーションの研究とは研究方法が大きく異なるからである⁽¹⁾。

本稿でコノテーションの例として主として取り上げたのは、金融機関が1998年3月期決算で有価証券について原価法の適用が認められた際に、原価法採用が「経営不振」をイメージするかのよう

に受け取られたという現象である。すなわち、「原価法」のコノテーションとして《脆弱な財務体質》を意味するかのよう

に捉えられたという現象である。こうした現象を記号論の観点から扱うのが本稿の目的である。それは、フラムホルツ＝クックの論文名「コノテーションの意味と会計変化におけるその役割」[Flamholtz and Cook, 1978]が示すように、会計変化において会計概念のコノテーションが影響を与える局面があると思われるからである。ただし、注1で述べているように、「コノテーション」の意味は必ずしも同じではない。

哲学者のバルトは「コノテーションの現象はまだ組織的に研究されたことがない……。しかしおそらく将来はコノテーションの言語学の時代だろう」[バルト, 1971年, 197頁]と予言した。この予言から相当の年数が経過しているが、「コノテーションの言語学」の時代が到来しているようには見えない。しかし、会計も含めた人間行動においてはコノテーションの果たす役割が、良かれ悪しかれ、大きくなっていると思われる。本稿は、そうした意味で、会計の領域における「コノテーションの言語学」あるいは「コノテーションの記号論」の1つの試みである。まずは、その概要を説明することから始めたい。

2 コノテーションの記号論

「ばら」というコトバは、花としての《ばら》を意味している。この場合、鍵カッコがついた「ばら」はコトバの体系の一部であり、二重の角カッコがついた《ばら》はコトバが意味する内容である。この内容が現実的な植物としてのばらの花であるか、その観念的なものであるかは、ここでは問わないことにする。

コトバとしての「ばら」は他にも意味をもつこ

とがある。例えば、男性が女性にあてた手紙の文中に「ばら」があれば、それが《愛》を意味していることもありえよう。「ばら」というコトバのイメージとして愛が想起される場合もあるのである。こうした点では、詩的なコンテキストでは「ばら」よりも「薔薇」のほうが一層当てはまるかもしれない。

こうしたコトバのイメージは色彩を表すコトバに顕著に現れる。若さを示す「グリーン」や高齢者を示す「シルバー」などである。こうしたイメージから、会社や大学のシンボル・カラーとしてグリーンは用いられても、シルバーが用いられることは極めて少ないであろう。しかし、これらのイメージは、その色を持つ草木や頭髪から派生的に生じた意味であって、そのコトバが示す色彩とは直接的な関係はない。

この「コノテーション」と対比して使われる用語が「デノテーション」である。一般的には「コノテーション (connotation)」には「共示 (義)」という訳語が、「デノテーション (denotation)」には「表示 (義)」という訳語が当てられている。その際、「共示」と「表示」は表現がその内容を意味するという意味作用の面を指すものとして、また「共示義」と「表示義」はその意味としての内容を指すものとして使われている [エーコ, 1980年, 訳者解説 (1), 264頁]。辞書にはコノテーション (共示義) は前述の色彩を表すコトバのように一般に認められたものは示されることもあるが、そこで述べられている意味の大半はデノテーション (表示義) である。それゆえ、デノテーションは辞書の意味と言っても過言ではない。

「ばら」の例では、そのデノテーションは花としての《ばら》であり、そのコノテーションは派生的な意味としての《愛》である。同様に、「グリーン」は色彩としての《グリーン》をデノート (表示) し、また《若さ》をコノート (共示) するのである。記号学者のギローが「ユニホームは階級と職能をデノートしながら、それらに結びついている威信や権威をコノートしているのだ」 [ギロー, 1972年, 44頁] と述べるとき、ユニホーム (制服) を記号現象として眺め、そのデノテーションとコノテーションを言い表したものである。

バルトはコノテーションの言語学を予言し、自

身もモードの分析においてそれを実践している [バルト, 1972年]。しかし、現在の言語学でコノテーションの現象が体系的に研究されている様子はない。ところが、記号論の領域では、言語学者のイエラムスレウの研究に依拠したコノテーションの研究が行われている。ここではエーコ [1980年, 77頁以降] に従って、コノテーションが生じるメカニズムについて簡単に説明することにした。

何か何かを意味しているとき、前者を「表現」と呼び、後者を「内容」と呼ぶ⁽²⁾。前述の例で言えば、「ばら」は表現で《ばら》は内容であり、「ばら」が《ばら》を表示 (デノート) する。つまり、「ばら」という表現のデノテーション (表示義) が花としての《ばら》になるわけである。こうしたデノテーションという意味作用は一般的なものであるので特に詳しく説明するまでもなからう。これを図で表示すれば図1のように表すことができる。

図1

表現 コトバとしての「ばら」	内容 花としての《ばら》
-------------------	-----------------

先に述べたように、「ばら」は花としての《ばら》だけでなく《愛》をも意味する場合がある。これは、表現「ばら」が内容《ばら》といわばセットになって《愛》を意味するという構図になっている。《愛》が新たな内容となるとすれば、「ばら」と《ばら》のセットが新たな表現となるのである。この関係は次の図2のように示される [エーコ, 1980年, 87頁]。

図2

表現		内容
表現	内容	

こうした《愛》を内容とする意味作用がコノテーション (共示) であり、また《愛》という内容がコノテーション (共示義) となる。このように、コノテーションという「新たな意味作用が先行する意味作用を媒介として生じるわけである」 [エーコ, 1980年, 86-87頁]。図2に「ばら」の例を含めて表示すれば、図3のように表すことができる。

図3

コノテーション のレベル	表現 〈ばら〉を表示 する「ばら」		内容 〈愛〉
デノテーション のレベル	表現 「ばら」	内容 〈ばら〉	

基本的な意味作用であるデノテーションから生じるコノテーションは1つだけとは限らない。様々なコノテーションが派生することもある。その派生の仕方は2通りある。その1つは、既存のコノテーションに付加的あるいは代替的に生じるコノテーションであり、同じレベルで生じる「コノテーションの多重化」とも言えるものである。もう1つは、既存のコノテーションを媒介にして生じる高次のコノテーションであり、「コノテーションの多層化」とも言えるものである。

こうしたコノテーションの多重化・多層化については、中野 [1984年, 45頁以降] が取り上げているブランドマークの例が分かりやすい。それによれば、本来のブランドマークはデノテーションのレベルでは《製造業者》をデノート（表示）しており、それがコノテーションの1次のレベルでは《品質の優秀性》をコノート（共示）し、2次のレベルとして《高価さ》をコノートし、さらに3次のレベルでは《ハイブrouな生活》をコノートする。しかし、流行となっているブランドマークについては、1次のレベルと2次のレベルが癒着してしまい、ブランドマークが《高価さ》をコノートするだけになり、次の2次のレベルでは《虚栄的な生活》をコノートするに過ぎなくなっているとする。ブランドマークが《品質の優秀性》を飛び越して《高価さ》を直接的にコノートするようになっているのである。

このブランドマークの例ではコノテーションが《品質の優秀性》から《高価さ》、さらに《ハイブrouな生活》へと、前段のレベルの表現と内容を媒介としながら上位のレベルでコノテーションが展開されている。こうしたレベルごとに異なる内容がコノテーションの多層化を示している。また、ブランドマークが一方では《ハイブrouな生活》をコノートし、他方ではその反対の意味合い

をもつ《虚栄的な生活》をもコノートしているのは、コノテーションの多重化の例であると言えよう。とはいえ、前述のように2つのレベルが癒着するなど、すっきりしたコノテーションの構造が成り立つとは限らない。ここでは単に、1つの表現に様々なコノテーションが成立しえるということが理解できればよからう。

我々はコトバの基本的な意味であるデノテーションだけに基づいて意思決定し、行動するのだろうか。派生的な意味であるコノテーションが我々の意思決定、ひいては行動を左右することもあるのではなかろうか。色彩を表すコトバやブランドマークには人を動かす力があり、それがコノテーションと深く関わっている。エーコは「記号論は主として社会的な力としての記号を対象とするのである」[エーコ, 1980年, 104頁]と述べている。コノテーションには人を動かす社会的な力がある。会計の諸概念にも様々なコノテーションが派生し、それが会計を変化させたり、あるいは維持させたりする力になっているとも考えられるのである。そうした例を、これまで論じてきたコノテーションの記号論の観点から論じることにはしたい。

3 原価法のコノテーション

政府は1997年12月に、バブル崩壊後の金融機関によるいわゆる貸し渋りへの対策の一環として、有価証券の評価については低価法と原価法の選択制を採用することに決定した。その内容は、金融機関の保有する長期の上場株式の評価については低価法か原価法を選択できるというものである。また、同時に生命保険会社についても同様の措置が講じられることになった。

金融機関はそれまで、大蔵省銀行局長通達「銀行の経理基準について」によって、こうした上場株式の評価方法としては低価法の採用だけが認められていた。後述するように、低価法が金融機関にとって健全な会計処理であると考えられていたからである。そこに原価法の採用も認められたということは、金融機関がそれぞれ独自の判断でいずれの方法を採用するかを決めなければならないことを意味する。すなわち、低価法を継続して適用するか、あるいは低価法から原価法に変更する

かを決定することである。

大蔵省が原価法の採用を認めたのは、金融機関が低価法の適用を継続すれば所有する株式について多額の評価損を計上することになり、自己資本を大きく減少させることになりかねないという状況があったからである。多額の評価損を計上して当期純損失が大きくなれば自己資本比率が低下することになる。原価法を採用すれば、評価損の計上を防ぐことができるので自己資本比率が上昇することになり、国際決済銀行（BIS）の定める8%の自己資本比率規制を気にして銀行が行っている貸し渋りが緩和できると、大蔵省は考えたのである。

原価法の採用が可能となったからには、それを採用するかどうかは個々の銀行が個別に決定しなければならないことである。個々の銀行は様々な要因を考慮してその決定を行ったのであろうが、その決定に至る過程について次のような新聞報道がなされている。

「顧客から『経営が悪化しているから原価法を採用する』との憶測をもたれることを懸念して、態度を表明していない地銀も多い。このため今後、東京三菱銀行など都市銀行の動向を見て、判断する銀行もあると見られる」[日経金融新聞、1998年2月4日]。

「原価法を採用すれば、株価下落に伴う期末の多額償却が不要になる利点はあるものの、市場からは『原価法採用行は経営が苦しい』とみられる懸念もある」[日経金融新聞、1998年2月17日]。

こうした記事からは、その財務の実態を見極めてから原価法を採用するかどうかを決定するというよりは、「原価法イコール経営不振」というイメージを恐れて原価法を採用することをためらっていた銀行の姿が浮き彫りにされよう。

こうした最中であって、大蔵省は、原価法を採用した場合、含み益の自己資本算入を認めないという通達を出した。従来は、含み益の45%から含み損を差し引いた差額を自己資本に算入することができた。「この結果、含み益が含み損を上回る銀行は、原価法を採用すれば含み益が算入できなくなるため、自己資本比率計算が不利になる可能性がある。一方で含み損が大きい銀行は自己資本の目減りを防ぐことができる。／このため、含み

益が大きい都市銀行などは『原価法採用のメリットは乏しい』として、『従来通り低価法にする』とする姿勢を見せ始めている」[日本経済新聞、1998年2月17日]。すなわち、大蔵省は一方では原価法採用の道をつけておきながら、その道を狭めていたのである。

そうした状況下であって銀行の決定は実際にどのような状況下であらうか。「興銀と同様に低価法の方が有利なはずの住友銀行は同日、『株価に一喜一憂したくない』と、原価法への変更を決めた。(中略)だが、“原価法マジック”は市場のしっぺ返しを受けた。『原価法にすると、欧米格付け会社が格下げする』とのうわさが金融市場を駆けめぐったのだ。／大手19行のうち、最終的に原価法の採用方針を決めたのは、東京三菱、日本興業、三菱信託の3行を除く16行。含み益の少ない銀行は『原価法で自己資本比率が見かけ上、0.5-2%上がった』(メリルリンチ証券)が、その経営者たちは絶えず『市場からの不信任』におびえる」[日本経済新聞、1998年4月3日]。

「原価法にすると、欧米格付け会社が格下げする」といううわさが本当であったかどうかは確認できないが、このうわさが流布する下地となったのが前述した「原価法採用イコール経営不振」というイメージであろう。このイメージが「原価法」のコノテーションである。また、この経営不振というコノテーションが銀行の経営者の意思決定に影響を及ぼした面も否定できないのである。なお、低価法の継続適用を選択した3行のうち日本興業銀行と三菱信託銀行は1998年9月の中間決算において原価法を採用しており、大手銀行では東京三菱銀行だけが低価法の適用を継続している。

表現としての「原価法」のデノテーションは、《資産を取得原価で評価すること》といった会計技術的な内容である。それ自体には財務体質が脆弱であったり経営が不振であったりとする意味はない。1998年3月末時点の状況において、「原価法」のデノテーションという意味作用から派生的に《経営不振》というコノテーションが生じたのである。こうした「原価法」のコノテーションを前出の図に倣って示せば、図4のように表すことができるであろう。

図4

コノテーション のレベル	表現 評価方法としての 「原価法」		内容 《経営不振》
デノテーション のレベル	表現 「原価法」	内容 《原価で の評価》	

あるコトバのコノテーションは、前述のブランドマークがハイブrouな生活と虚栄的な生活というコノテーションをもつように、状況によっては反対の内容をもつこともありえる。原価法と対比すれば良く見られるはずの低価法が逆に《脆弱な財務体質》をコノートすると見られた状況が存在したことを取り上げよう。その後、あらためてコノテーションが状況に依存するものであることを論じることにしたい。

4 低価法のコノテーション

「低価法」のデノテーションは、《原価と時価とを比較していずれか低い方で評価する方法》といった技術的な意味である。その意味自体には、良いとか悪いとかいった評価が含まれることはないはずである。ただ、取得原価主義が基調となっている現代会計においては、またインフレが常態となっていた経済情勢からすれば、低価法は《保守的な会計処理》といったコノテーションが生じることになり、研究者にはマイナスのイメージで見られ、逆に実務家にはプラスのイメージで見られてきたことは否定できない。フラムホルツ＝クックが「共示的な意味は概念についての何らかの判断を意味している」[Flamholtz and Cook, 1978, p.117]と述べているように、良し悪しの評価も含むコノテーションが生じることもありえるのである。そうしたコノテーションが人を動かす力を発揮することになる。

銀行が保有する有価証券に原価法の採用が認められたのは、前述した1998年3月期決算が初めてではない。1980年3月期決算においても、いわゆる6.1（ロクイチ）国債の時価が暴落したことが引き金となって原価法の採用が認められたこと

がある。有価証券の時価の下落が原価法の容認を引き起こしたという似たような構図であるが、それを取り巻く状況は異なっている。そうした状況の違いは次節で論じるとして、ここでは1980年において原価法の採用が認められたときの状況を低価法の意味づけとの関連で考えてみることにする。

1980年の状況は次のようであった。「このような[974億円もの]巨額にのぼる国債評価損の計上に対して都市銀行のとった措置は、保有有価証券の売却による有価証券売却益の計上であった。昭和54年[1979年]3月期決算の場合、都市銀行13行全体で、有価証券売却益は、国債評価損の償却額にはほぼ匹敵する1,041億円にのぼった」[星野, 1988年, 87-88頁]。ここで記述されているのは原価法の採用が認められる直前の状況である。低価法の適用によって計上される多額の評価損を穴埋めするために含み益のある有価証券を売却して売却益を計上したというものである。なお、原価法の採用が認められた1980年3月期決算についても同じような状況であった[醍醐, 1990年, 第2章]。また、1998年3月期決算においても低価法の適用による評価損の計上を見越して期中に大量の有価証券を売却するという行動が見られたのである。

銀行の会計基準を決める大蔵省においても各当局によって考えることは一致するとは限らない。だが、1980年3月期においては大量発行される国債の市中消化を円滑に行うこと[星野, 1988年, 96頁]、また1998年3月期においては自己資本比率の改善や貸し渋りの解消という点では大蔵省の考えは一致していたと思われる。「銀行の経理基準について」の担当部局である銀行局においては「銀行経営の健全性」が政策目的としてあった[星野, 1988年, 96頁]。こうした「健全性」の観点からは、低価法がまさに適切な評価方法となるはずであるが、上述したような状況では必ずしもそうとは言えなくなっていたのである[星野, 1988年; 1997年]。

低価法を適用すれば、値下がりしている有価証券については評価損を計上することになり、原価法を適用して含み損を抱えたままにしておくよりも資産が少なめに評価される。ここにおいて、保守的で健全な会計処理というコノテーションが低価法に与えられる。大蔵省銀行局が金融機関には

低価法の適用が好ましいと考えるのは、こうしたコノテーションからである。

しかし、低価法の適用によって多大の評価損が計上され、その穴埋めのために有価証券の売却による益出しが行われるとなれば、どうなるか。つまり、評価損の発生が益出しという行動を誘発するような状況ではどうなるか、ということである。星野の言うように、「ただしここで注意を要するのは、多額な国債評価損の計上という『経済的影響』と有価証券売却益による穴埋めという『経済的反応』との間には、個別銀行の決算政策が介在しているだけであり、論理的な必然性はないということである」[星野、1988年、88頁]。有価証券の売却による益出しは銀行の決算政策あるいは決算対策によるものであり、低価法による評価損の発生がそれを引き起こしたという論理的あるいは因果的な必然性はない。しかし、「利益平準化政策と銀行間の横並び意識」[星野、1988年、88頁]から、そのような決算政策を銀行は採るに至ったのである。

こうした状況においては、保守的で健全な会計処理方法であるはずの低価法が必ずしも健全なものではなくなったのである。すなわち、会計の表現面では評価損を計上するという意味で「健全な」会計処理である低価法が、銀行の経営者の主体的な決算政策を媒介としてではあるが企業の実態面では含み益のある有価証券の売却という行動を誘発する点で「不健全な」ものとなるのである。いわば虎の子の含み益を減少させてしまうからである。

大蔵省銀行局が、益出しによる有価証券の含み益の減少が銀行経営にとって大きな問題であると受けとめたとすれば、含み益を温存させる原価法が低価法よりも健全な会計処理であると考えたとしても不思議ではない。低価法には「健全である」というコノテーションがなくなり、代わって「不健全である」というコノテーションが生じていたと言えるのである。それゆえ、銀行の経営者が評価損の穴埋めに益出しという行動をとるといった状況においては、原価法の容認が銀行の健全性を維持するために必要な処置であると銀行局が考えたとしてもおかしくはないのである。

5 コノテーションと状況

コトバの意味は、コノテーション（共示義）にかぎらず、コトバに内在する固定的なものではなく、コトバを使う人やコトバが使われる状況などによって変わるものである。田中・深谷 [1996年] は、そうした意味の発生を「意味づけ」と捉えて「意味づけ論」を精力的に展開している⁽⁴⁾。そして、「《意味づけ》は、何についての意味づけであれ、かならず主体の状況についての抱握と対応の中でなされる。すなわち、何かについての意味づけは、状況の意味づけの中で、状況の意味づけとともになされる」[田中・深谷、1996年、13頁]と述べている。こうしたことはコノテーションという意味が生じる場合にも同じように当てはまることである。

前述した「原価法」が《経営不振》というコノテーションをもつようになったこと、あるいは「原価法イコール経営不振」という意味づけがなされたことを、状況との関連でもう少し詳しく考えてみたい。

銀行と同じく原価法の採用を認められた保険会社の場合も、同じように「原価法イコール経営不振」という意味づけに直面した。1998年3月期決算前後の新聞では次のように報じられている。

「業界では『原価法を採用すると経営内容が苦しいとみられ、解約が増える』（中堅生保）との懸念も根強い。原価法を採用しても決算発表では含み損益の開示を求められるので、『契約者の財務内容に対する見方は結局変わらない』との判断もある。／大手生保では原価法を採用すると、利益が大幅にかさ上げされる点を警戒する向きもある。各社は今決算での評価損計上を見込んで、外債売却などで利益を確保してきた。その評価損が突如消滅すれば、利益が数千億円単位でかさ上げされる」[日本経済新聞、1998年2月13日]。

「今回、多くの生保が原価法の採用を見送ったのは、31日の日経平均終値が1万6千円台後半を維持したことに加え、『原価法に変更すれば財務体質が弱いとみられ、年金受託などに影響が出かねない』（大手生保幹部）などの声に配慮したためだ」[日本経済新聞1998年4月1日]。

1998年3月期決算では大手銀行19行のうち16行

が原価法に変更したのは対照的に、大手・中堅の生命保険会社16社のうち原価法を採用したのは5社にとどまっているという。大蔵省が用意した会計変化に対して、大手銀行と生命保険会社の大勢の反応が異なっており、またそれぞれの業界においても個々の会社の反応は異なっていたのである。そうした違いが「原価法イコール経営不振」というイメージに生命保険会社が恐れを抱いたためか、あるいはそれ以外の様々な要因に起因するものであるかは分からない。いずれにせよ、「原価法イコール経営不振」というイメージが多かれ少なかれ金融機関の経営者の意思決定に影響を及ぼした、あるいは、前出の記事にあったように、原価法を採用した金融機関の経営者は「市場からの不信任」におびえることになったものと推測されるのである。

しかし、1980年3月決算においては「原価法」に《経営不振》というコンnotationは生じていなかった、あるいは少なくとも「市場からの不信任」におびえるという事態はなかったと思われる。原価法を採用した銀行は、低価法を適用した銀行に比べて「有価証券の含み益が少なく、財務体質が見劣りするのではないか」といったイメージで見られたかもしれない。そうであっても、先に取り上げたような「利益平準化政策と銀行間の横並び意識」から利益を政策的に決定することに苦心していたと思われる銀行経営者には、そうしたイメージはさほどの影響も与えなかったと思われる。株式市場においても、「当時の日本においては、都市銀行の株価は、上位行、中位行、下位行というグループ別に横一線にならび、ほとんど動かず、また、国債の評価損にかんする問題が議論された時点においても、株価に対する影響は認められなかった」[星野、1988年、96頁]という。「護送船団方式」というコトバに代表されるように大蔵省の保護を受けていた当時の銀行は、「市場からの不信任」といったような市場での評価を気にする必要がなかったと思われる。それゆえ、「原価法」に《経営不振》というコンnotationが生じる状況ではなかったと言えるのである。

ところが、1998年3月期決算においては、北海道殖産銀行や山一證券の破綻に見られるように、銀行経営は大蔵省の保護のもとから離れ、市場原

理に任されるという状況になっていた。そうした状況においては、「経営が悪化した金融機関が原価法を採用すれば、原価法を採用したというその事実（それは財務諸表に明記される）によって、経営悪化の事実を市場にアナウンスすることになる。また今日外部評価機関（格付機関や企業アナリスト等）の分析能力は非常に高く、彼らは分析対象となる金融機関が原価法を採用しても、『時価法を採用した場合』の経営実態について、かなりの正確さで分析するだろう」[糸瀬、1998年、51頁]と言われる。すなわち、外部の評価機関が金融機関の経営実態を相当の正確さで分析し、それに応じて証券市場や金融市場で個々の金融機関の評価がおこなわれるという。1980年頃のように上位行、中位行、下位行という預金量などの規模によって評価されるのではなく、個々の金融機関の経営実態に見合った評価が行われるようになったというのである。

しかし、先の引用文については疑問に思われる個所もある。外部の評価機関が「『時価法を採用した場合』の経営実態について、かなりの正確さで分析する」とすれば、金融機関が原価法と低価法のいずれを採用していてもその「経営実態」を解明できることになり、市場での評価もそれに従って行われるはずである。そうであれば、原価法を採用したからといって「市場からの不信任」におびえる必要もなければ、逆に低価法を採用したから安心できるというものでもない。したがって、経営実態が正確に分析できれば「原価法」が《経営不振》というコンnotationをもつことにはならないであろう。

「原価法イコール経営不振」というイメージが生じるのは、情報が不足していたり、分析能力が不十分だったりする（むしろ、これが通常の姿であろう）からである。銀行の経営者がおびえたのは、原価法を採用したからといって実態以上に財務体質を悪く評価されたり格付けを落とされたりするということであり、それによって市場から不当な不信任を突きつけられるということであろう。こうした効果こそコンnotationが人を動かすことを示すものと言えよう。

原価法採用の銀行の預金量が少なくなったりする、あるいは原価法採用の生命保険会社がそれゆ

えに顧客を失ったりするということがあったかどうかは不明である。1998年3月期決算後では銀行の株価は下落しているが、そうした中でも低価法採用行と原価法採用行を比較した場合、後者の株価の下落率のほうが大きい⁽⁴⁾。これを「原価法イコール経営不振」のイメージのとおり市場が反応したと解釈することもできるかもしれない。そうであれば、「原価法」に《経営不振》のコンノテーションが生じており、株式市場の参加者にもそのコンノテーションに沿った行動をする人がいたということになる。株価は様々な要因によって決まってくるものであるため、そう決めつけることも困難である。「原価法イコール経営不振」は幻に過ぎなかったかもしれない。コンノテーションはこうした多少なりとも幻の要素をもつものであり、そうした幻の要素が人を動かすこともあるから興味深いのであり、会計諸概念のコンノテーションを研究する意義があるのである。

6 おわりに

我々はコトバを解釈するとき、そのデノテーションあるいは辞書的意味によって理解するだけでなく、そのコトバの置かれた状況において成立している意味づけや自分なりの意味づけによって理解し、それによって行動するものである。そうした意味づけに妥当なものもあれば、時には偏見や先入観といった不当なものもありえる。例えば、アメリカにおいては「bookkeeping」が軽蔑的なコンノテーションをもつ「きたない言葉」とみる人がいるため「accounting」が頻用されることを捉え、「共示がタブーとなって人びとの事物の見方をさまたげる障碍になるのである」[青柳, 1991年, 270頁]と指摘される。偏見や先入観を伴う意味作用であるかどうかは別として、コトバのコンノテーションがそのデノテーションにもまして人を動かすこともありえるのである。

「原価法」が《経営不振》というコンノテーションをもって市場の参加者の行動を誘発したかもしれない。また、金融機関の会計基準を設定する大蔵省銀行局においては「低価法」のコンノテーションが状況の変化によって《健全である》から《不健全である》へと変化し、それが基準変更の1つ

の誘因にもなったと思われるのである。

会計の領域では他にもコンノテーションをもつ用語が多いのではないと思われる。例えば、繰延資産とりわけ試験研究費や開発費が貸借対照表に計上されているのを見ると、当該企業は経営不振ではないかと疑うのは私だけであろうか。非営利の団体が営利企業と似たような事業を行っていてもその決算書には「利益」に代わって「剰余金」が使われる例があるが、これなどは「利益」というコトバにマイナスのイメージがあるからではなかろうか。その他に「株主資本利益率 (ROE)」や「自己資本比率」、「キャッシュ・フロー」には様々な人が様々な状況でそれなりの意味づけを行っていると思われるが、それだけに各種のコンノテーションが生じていると見られるのである。

最初にも述べたが、会計学においては会計諸概念のコンノテーションを研究する系譜が既にあるが、そこでは個人にとっての情緒的意味が主として扱われている。本稿でコンノテーションの記号論として考察の対象としているのはむしろ社会的なコンノテーションである。社会的なコンノテーションも情緒的意味をもつことあるが、そうではない場合も多いであろう。上記の研究系譜においては情緒的意味を分析するためにSD法という統計的な手法が使われており、ある種の客観性をもった研究であるがゆえに多くの研究者を惹きつけてきたと思われる。しかし、この研究系譜は会計諸概念のコンノテーションの研究としては偏っていると言える。コンノテーションの記号論ではむしろ社会学的な研究を強調するものである。こうした会計コンノテーションの記号論の展開は今後待ちたい。

注

- (1) この研究の系譜についてはホートン [Houghton, 1998] が取り上げているので参照されたい。この研究系譜では心理学者のオスグッドによるSD法を援用して会計諸概念のコンノテーションが分析されている。フラムホルツ＝クックの論文 [Flamholtz and Cook, 1978] もこの系譜に属するものである。SD法 (semantic differential technique) は「意味微分法」とか「意味差判定法」といった訳語が与えられこともある。それは、コンノテ

ションの中でも情緒的意味と言われる部分を扱っているという [岩下, 1983年, 19頁]。それゆえ, コノテーションの限られた一部分を分析する方法である。上記の研究系譜においても, 統計的な方法であるSD法によって会計諸概念の情緒的意味が分析され, 例えばフラムホルツ=クックは「人的資源会計」や「社会会計」はそれがもつ情緒的意味によって人々の間に否定的な反応を引き起こすと論じている [Flamholtz and Cook, 1978, p.135]。こうした研究系譜にはそれなりの意義があると思われるものの, 会計諸概念の情緒的意味だけを扱うものであるから, その意義は限定されるであろう。本稿で考えるコノテーションの記号論は情緒的意味だけでなくコノテーション全般を視野に入れている。

- (2) 言語学者のソシュールに従って, 表現を「シニフィアン (能記)」, 内容を「シニフィエ (所記)」と呼ぶこともできる。両者の違いについては丸山・竹田 [1985年, 77頁以降] に説明があるが, ここでは無視しておいてもよからう。中野 [1984年] はこの用語を使って現在社会におけるコノテーションの現象を分かりやすく説明している。
- (3) この田中・深谷 [1996年] の研究はコノテーションの言語学あるいは記号論と大きく重なるものであるが, コノテーションに直接言及することはない。コノテーションだけでなく, より広く「意味づけ」一般を扱っているのがその理由とも考えられる。
- (4) 日本興業銀行と都市銀行9行, 信託銀行7行の合計17行を, 低価法を採用した日本興業銀行, 東京三菱銀行, 三菱信託銀行の3行と原価法を採用したその他の14行とに分け, 3月の月平均株価を基準として4月の平均株価を比較してみた。低価法採用の3行は平均して9.6%下落したのに対してその他の14行は17.1%下落しており, 7.5ポイントの差がある。ちなみに, 4か月後の8月の平均株価では, 前者は36%, 後者は37.9%下落しており, 1.9ポイントの差と下落率の差は縮小している。決算直後の下落率にあった7.5ポイントの差は「原価法イコール経営不振」のイメージによって引き起こされたものであり, その後その差が縮小してきたのはこうしたイメージだけでなくその他の要因も考慮されたからであると解釈することもでき

よう。

引用文献

- Flamholtz, Eric and Ellen Cook (1978), Connotative Meaning and its Role in Accounting Change: a Field Study, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 3, No. 2.
- Houghton, Keith A. (1998), Measuring Meaning in Accounting: Sharing Connotations of Underpinning Concepts, a paper presented at the second Asian-Pacific Interdisciplinary Research in Accounting (APIRA) Conference held at the Osaka City University in 1998.
- 青柳文司 (1991年)『会計学の基礎』中央経済社。
- 糸瀬茂 (1998年)「政府の粉飾対策は貸し洩り解消や安定化に逆行」『金融ビジネス』第156号。
- 岩下豊彦 (1983年)『SD法によるイメージの測定』川島書店。
- エーコ, ウンベルト (1980年)『記号論I』池上嘉彦訳, 岩波書店。
- ギロー, ピエール (1972年)『記号学』佐藤信夫訳, 白水社。
- 醍醐聰 (1990年)『日本の企業会計』東京大学出版会。
- 田中茂範・深谷昌弘 (1996年)『コトバの〈意味づけ論〉』紀伊國屋書店。
- 中野収 (1984年)『気になる人のための記号論入門』がま書房。
- 『日経金融新聞』1998年2月4日, 17日。
- 『日本経済新聞』1998年2月13日, 17日, 4月1日, 3日。
- バルト, ロラン (1971年)『零度のエクリチュール』渡辺淳・沢村昂一訳, みすず書房。
- バルト, ロラン (1972年)『モードの体系』佐藤信夫訳, みすず書房。
- 丸山圭三郎・竹田青嗣 (1985年)『〈現在〉との対話 2 丸山圭三郎』作品社。
- 星野一郎 (1988年)「銀行保有国債の評価方法変更にかんする会計問題」『産業経理』第48巻第3号。
- 星野一郎 (1997年)「企業会計における健全性概念にかんする一私論——有価証券の評価基準と決算対策を事例として——」『信州大学経済学論集』第37号。